

## 京都府Q&A(No. 5)の訂正について

平成18年8月4日

本府におきましては、平成18年4月介護保険法改正に伴う事業者の皆様からの質問について回答しておりますが、先に掲載したQ&Aのうち回答内容が不明確であった下記質問事項(京都府Q&A No.5(5月23日掲載)18番)について、厚生労働省から見解が示されましたので補足いたします。今後、本趣旨を踏まえ、適切に運営していただきますようお願いいたします。

なお、4月1日以降にサービス担当者会議を開催した際に、当日急な欠席等の特別な事情がある場合以外の理由により既に意見照会を行った場合については、次回六月を待つことなくできる限り早期に全サービス事業者が会するサービス担当者会議を開催するよう努めてください。

京都府Q&Aの該当箇所についても訂正を行っておりますので(次ページ以降に参考掲載)、ご確認ください。

	サービス種別	区分	質問	訂正前	訂正後
18	居宅介護支援	福祉用具貸与の位置付け②	福祉用具貸与の担当者会議について、6月毎の担当者会議には必ず全サービス担当者提供事業者の出席又は照会が必要か。	<p>少なくとも六月に1回のサービス担当者会議の開催には、全サービス提供事業者の出席が必要です。</p> <p>やむを得ず欠席となる場合も照会等による専門的意見の聴取が必要です。</p>	<p>少なくとも六月に1回のサービス担当者会議の開催には、全サービス提供事業者の出席が必要です。</p> <p>やむを得ず欠席となる場合も照会等による専門的意見の聴取が必要です。<u>ただし、福祉用具貸与の必要性はサービス担当者会議を開催して検証しなければならず、担当者に対する照会等による専門的意見の聴取は、原則として想定していないことから、日程調整を行ったが当日急な欠席により参加が得られなかった場合等特別な事情がある場合に限定するものです。</u></p>

京都府Q&A(No. 5)2006年5月23日掲載

	サービス種別	区分	質問	回答
18	居宅介護支援	福祉用具貸与の位置付け②	福祉用具貸与の担当者会議について、6月毎の担当者会議には必ず全サービス担当者提供事業者の出席又は照会が必要か？	<p>&lt;平成18年8月4日訂正&gt;</p> <p>少なくとも六月に1回のサービス担当者会議の開催には、全サービス提供事業者の出席が必要です。やむを得ず欠席となる場合も照会等による専門的意見の聴取が必要です。ただし、福祉用具貸与の必要性はサービス担当者会議を開催して検証しなければならず、担当者に対する照会等による専門的意見の聴取は、原則として想定していないことから、日程調整を行ったが当日急な欠席により参加が得られなかった場合等特別な事情がある場合に限定するものです。</p>